

とよた子どもの権利相談室の会計年度任用職員（相談員）を募集します

募集概要

勤務地	とよた子どもの権利相談室 豊田市小坂本町1-25 豊田産業文化センター4階
職種	子どもの権利相談員（専門職）
任用期間	採用日から令和7年3月31日まで 任用の更新有り
職務内容	子ども又は関係者からの相談受付や電話相談及び面接相談を行う 子どもの権利擁護委員を補助し、必要な情報を収集したり、関係機関との連携・調整を行う 子ども条例の普及及び子どもの権利の啓発に関すること（自動車の運転を伴うことがある）
勤務時間	午前9時45分から午後6時まで 1日7時間15分勤務（休憩60分） ただし、金曜日は午前11時45分から午後8時まで（休憩60分）（割振りによる）
休日	週2日（月曜日、土曜日又は日曜日のどちらか1日）、年末年始 祝日は勤務割振りにより振替えて休日とする
報酬	時給1,800円、月収見込額 260,000円程度 通勤手当別途支給 期末手当、勤勉手当あり（詳細は、お問い合わせください）
社会保険	雇用保険・健康保険・厚生年金を全て加入
任用人数	1名
資格要件	普通自動車運転免許を有し、かつ次の①及び②の要件を両方満たす ①社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理師、保健師、保育士等の心理・福祉等に関する業務に従事するための資格を有する方、またはそれと同等の業務にかかる知識、技能を有する方 ②子どもに関する相談援助業務に概ね1年以上従事した経験のある方

申込み・試験など

申込書配布	とよた子どもの権利相談室 月曜日を除く開室時間内 市ホームページ（とよた子どもの権利相談室）からダウンロードができます
提出書類	①受験申込書 ②小論文（自筆、指定の原稿用紙2～3枚程度） ③運転免許証（写） ④資格証明書（写）又は児童相談所等の事業所が発行する経歴証明書
申込みの受付期間及び方法	随時 【郵送の場合】〒471-0034 豊田市小坂本町1-25 豊田産業文化センター4階 とよた子どもの権利相談室 宛 【持参の場合】午後1時～6時まで（月曜日を除く）
試験	1次試験 書類選考 2次試験 個人面接 ※1次試験合格者に別途通知します
結果通知	2次試験後10日以内に郵送
問合せ先	とよた子どもの権利相談室 電話:0565-33-9317 FAX:0565-33-9314 e-mail:kodomo-kenri@city.toyota.aichi.jp